

進路指導部だより 第7号

令和3年3月12日(金)発行
東京都立八王子西特別支援学校
校長 井上 美保
〒193-0834
八王子市東浅川町546番1
TEL 042-666-5600(代)

発行元:進路指導部 担当:小松 芳恵 URL <http://www.hachiojinishi-sh.metro.tokyo.jp>

御理解、御協力いただきありがとうございました。

今年度は「進路保護者研修会」が全て中止となり、保護者の皆様への進路に関する情報の提供が細やかに行うことができませんでした。「進路指導部だより」でできるだけ最新の情報を提供できるよう努めてまいりましたがいかがだったでしょうか。次年度も引き続き、12年間を通した職業教育の充実を図ってまいりたいと思います。1年間、ありがとうございました。

小学部5年作業見学

感染症対策をとり、少人数グループで高等部Ⅲ類作業班の見学、体験を行いました。

ビルクリーニング班では食堂と食品加工室の除菌作業を見学。教員手作りの除菌シートクリーナーでテーブルを拭く体験をしました。事務・流通班では、

「職場で大切な言葉」を聞き、印刷やPC作業を見学、プリントの仕分け作業

を体験しました。喫茶班ではドリンクサービスとコーヒードリップを見学し、黒いカフェエプロンを身に付けて体験しました。高等部の先輩の「働く」勉強の様子を見学し、先輩方に丁寧に教えてもらい、「働く」ことに憧れや関心をもつことができました。



20歳前傷病による障害基礎年金について

20歳の誕生日を迎えると、障害基礎年金を受け取るための申請を行うことができます。障害基礎年金は、国民年金法によるもので、国民年金の被保険者で国民年金保険料を支払っている人に支給されます。

はじめに、障害年金について説明します。障害年金は2種類あります。障害基礎年金は「障害年金」の中のひとつです。

障害年金	障害基礎年金	国民年金加入者(第1号・第3号被保険者)	初診日に国民年金保険料を払っていることが条件。医師等による初診日の証明が必要
	障害厚生年金	厚生年金加入者	働いていて社会保険に入っている人がもらうもの。

20歳前疾病による障害基礎年金(通称は20歳前障害基礎年金)は「障害基礎年金」の1バージョンで、20歳前に発生した傷病による障害により、20歳以降一定の障がい状態にあれば支給されます。知的障害の方は20歳前の発症ですので、問題になることはほとんどありません。

20歳前障害基礎年金は「無拠出年金」です。

「無拠出年金」とは、保険料を納めることなく、年金が受け取れる制度のことで、通常の年金制度では、20歳になると、保険料を負担することになりますが（拠出年金）、20歳前障害基礎年金については、無拠出年金となるので、20歳前に初診日があることが分かれば保険料を納めずに制度を受けることができます。

無拠出年金なので、通常の障害基礎年金より厳しい支給停止事由が規定されています。それは、所得制限があることです。理由は、保険料を支払うことがないままに受給するからとなっています。

支給停止額	
半額支給停止	全額支給停止
3,604,000円	4,621,000円

※本人の前年度所得が右表の金額以上のときは、障害基礎年金の全額、または半額の支給が停止されます。

※所得金額は「給与所得控除後の金額」または区市町村から送られてくる税の徴収上の「課税所得」です。

（所得額の上代となっている462万円は、給与支給総額640万円程に相当します。）

年金申請の方法

年金は、請求しなければ支給されません。請求しないでおくと、5年前のものから順番に時効になり、時効分は支給されません。市役所や日本年金機構などの公共機関からの連絡はありません。20歳になったら市役所の年金課や社会保険労務士に相談し、申請手続きをします。

市役所の年金課に行き、申請種類をもらい、以下を揃えて提出します。

・診断書 ・病歴・就労状況等申立書・愛の手帳の写し ・年金申請書 ・所得証明書 ・住民票

※「診断書」（医師が作成）と「病歴・就労状況等申立書」（保護者記入）の整合性が取れていることが大切です。

※「診断書」および「病歴・就労状況等申立書」は、**本人が支援を受けずに一人で生活できること**を想定し、生活の困難さがどの程度生じているか（「できる」か「できないか」）という視点で記入します。そのために、医師に的確に状態を伝えることが大切です。

○ 申請をして2～3か月で結果が分かります。万が一、受給決定がされなかった場合は、不服申し立てができます。

申請のポイント

- ・主治医をもつこと。「診断書」を主治医に書いていただきます。主治医がいない場合は、在学中にできるだけ早めに主治医を探してください。また、診断書を書いていただく前に数回診察を受けることをお勧めします。さらに、主治医がいるが、18歳までの医療機関を利用されている場合も早めに主治医に相談してください。
- ・本人名義の口座を開設しておく（19歳までに）⇒ 年金は本人名義の口座に振り込まれます。
- ・母子手帳、診察券、受診記録、これまでの学校生活で使用した連絡帳などを整理しておく、書類を書くときに便利です。
- ・「企業で働いている」＝「障害基礎年金はもらえない」ではありません。また、「愛の手帳が4度だからもらえない」と諦めるケースもよく聞きます。**本人が支援を受けずに一人で生活できること**が判断する際のポイントとなります。実際に受給されている卒業生のケースもあります。
- ・障がいの状況を「診断書」と「病歴・就労状況等申立書」に詳しく記載することが重要です。診察の際、「病歴・就労状況等申立書」の下書きを持参し、主治医に詳しく説明してください。

